

議案第 2 号

日野町道路、普通河川等管理条例の一部改正について

日野町道路、普通河川等管理条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 6 年 1 月 2 3 日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町道路、普通河川等管理条例の一部を改正する条例

日野町道路、普通河川等管理条例(平成17年日野町条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前		
<p>(監督処分)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第4条第1項の許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は占用等の中止、工作物等の改築、移転若しくは除去、工作物等により生じた若しくは生ずべき公共物の管理上の障害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置、若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>(1)第4条第1項又は前条の規定に違反した者</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="210 884 1086 933"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により、非課税とされる公共物に係る占用以外のものについての占用料の額は、この表により算定した占用料の額に、<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。ただし、当該得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	略	<p>(監督処分)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第4条第1項の許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は占用等の中止、工作物等の改築、移転若しくは除去、工作物等により生じた若しくは生ずべき公共物の管理上の障害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置、若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>(1)第4条第1項又は第10条の規定に違反した者</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1144 884 2027 933"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により、非課税とされる公共物に係る占用以外のものについての占用料の額は、この表により算定した占用料の額に、<u>1.05</u>を乗じて得た額とする。ただし、当該得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	略
略			
略			

附 則

この条例は平成26年4月1日から施行する。